

「登録講習機関の登録に関する取扱要領」の一部改正について

改正案	現行
令和4年9月5日 制定（国空無機第193915号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号） <u>令和6年3月13日 改正（国空無機第233628号）</u>	令和4年9月5日 制定（国空無機第193915号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関の登録等に関する取扱要領	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関の登録等に関する取扱要領
1. 目的（略）	1. 目的（略）
2. 登録講習機関の登録（法第132条の69関係） (1)～(3)（略）	2. 登録講習機関の登録（法第132条の69関係） (1)～(3)（略）
(4) 添付書類は、次のとおりとする。 ①（略） ②登記事項証明書に記載がある役員全ての氏名、 <u>住所及び経歴を記載した書類</u> （提出の日前1年以内に作成されたものに限る。以下同じ。） <u>なお、経歴については履歴書を別添で提出することも可とし、その場合は経歴を記載する欄に「履歴書の通り」等、わかりやすく記載すること。</u> <u>履歴書を用いる場合、写真は不要とする。</u> <u>また、「職歴」は、現在に至るまでの主な職歴を記入し、特に無人航空機に関する職歴は全て記載すること。</u> ③～⑨（略）	(4) 添付書類は、次のとおりとする。 ①（略） ②登記事項証明書に記載がある役員全ての氏名 <u>を記載した書面、本籍の記載のある住民票の写し及び履歴書</u> （提出の日前1年以内に作成されたものに限る。以下同じ。） 「職歴」は、現在に至るまでの主な職歴を記入し、特に無人航空機に関する職歴は全て記載すること。 <u>なお、履歴書において写真は不要とする。</u>

	③～⑨（略）
3. 登録講習機関登録簿（法第 132 条の 70 第 3 項関係）（略）	3. 登録講習機関登録簿（法第 132 条の 70 第 3 項関係）（略）
4. 無人航空機講習事務規程の届出（法第 132 条の 74 関係）（略）	4. 無人航空機講習事務規程の届出（法第 132 条の 74 関係）（略）
5. 登録事項の変更の届出（法第 132 条の 73 関係） （略）	5. 登録事項の変更の届出（法第 132 条の 73 関係） （略）
6. 事務規程の変更（法第 132 条の 74 関係）（略）	6. 事務規程の変更（法第 132 条の 74 関係）（略）
7. 役員の選任及び解任の届出（省令第 5 条関係） （1）役員の選任の届出 登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を選任した場合には、その日から 2 週間以内に省令第 5 条第 1 項の規定により、登録講習機関役員選任届出書（様式 11）に、 <u>2.（4）②の役員名簿及び経歴を記載した書類</u> を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。 （2）役員の解任の届出 登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を解任した場合には、その日から 2 週間以内に省令第 5 条第 2 項の規定により、登録講習機関役員解任届出書（様式 12）に、 <u>2.（4）②の役員名簿を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</u>	7. 役員の選任及び解任の届出（省令第 5 条関係） （1）役員の選任の届出 登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を選任した場合には、その日から 2 週間以内に省令第 5 条第 1 項の規定により、登録講習機関役員選任届出書（様式 11）に、 <u>2.（4）①の登記事項証明書、同項②の役員名簿、本籍の記載のある住民票の写し及び履歴書</u> を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。 （2）役員の解任の届出 登録講習機関は、その役員（当該講習機関の代表者を除く。）を解任した場合には、その日から 2 週間以内に省令第 5 条第 2 項の規定により、登録講習機関役員解任届出書（様式 12）に、 <u>2.（4）①の登記事項証明書及び同項②の役員名簿を添えて、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</u>

8. 登録の更新（法第 132 条の 71 関係）（略）	8. 登録の更新（法第 132 条の 71 関係）（略）
9. 無人航空機講習事務の休廃止（法第 132 条の 75 関係）（略）	9. 無人航空機講習事務の休廃止（法第 132 条の 75 関係）（略）
10. 不正な受講者の処分に関する報告（略）	10. 不正な受講者の処分に関する報告（略）
11. 登録講習機関の責務（略）	11. 登録講習機関の責務（略）
12. 事務規程の届出及び無人航空機講習の開始時期に係る留意事項（略）	12. 事務規程の届出及び無人航空機講習の開始時期に係る留意事項（略）
13. 登録講習機関に対しての監督等（略）	13. 登録講習機関に対しての監督等（略）
様式 1～様式 5（略）	様式 1～様式 5（略）
様式 6 役員が航空法第 132 条の 70 第 2 項の規定に該当しないことを説明した書類	様式 6 役員が航空法第 132 条の 70 第 2 項の規定に該当しないことを説明した書類

適合宣誓書

年 月 日

国土交通大臣 殿

役員の氏名

役員の住所

登録講習機関の名称 (法人名)

代表者名

(役員名) は、航空法第 132 条の 70 第 2 項に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者

二 第 132 条の 79 の規定により第 132 条の 69 の登録を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

役員の実歴

年	月	学歴・職歴

様式 8 無人航空機講習事務規程 届出書 (略)

様式 10 無人航空機講習事務規程 変更届出書 (略)

様式 11 登録講習機関 役員選任届出書

適合宣誓書

年 月 日

国土交通大臣 殿

役員の氏名

登録講習機関の名称 (法人名)

代表者名

(役員名) は、航空法第 132 条の 70 第 2 項に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者

二 第 132 条の 79 の規定により第 132 条の 69 の登録を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

様式 8 無人航空機講習事務規程 届出書 (略)

様式 10 無人航空機講習事務規程 変更届出書 (略)

様式 11 登録講習機関 役員選任届出書

<p>登録講習機関 役員選任届出書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">登録講習機関の名称 代表者の氏名 住所</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号により登録を受けた登録講習機関について、その役員を下記のとおり選任したので、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 選任された役員の 役職及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">2. 選任された役員の 住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 選任された年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式 12～様式 17 (略)</p> <p>(別添) 無人航空機講習事務規程に記載すべき内容 (略)</p>	1. 選任された役員の 役職及び氏名		2. 選任された役員の 住所		3. 選任された年月日		<p>登録講習機関 役員選任届出書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">登録講習機関の名称 代表者の氏名 住所</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号により登録を受けた登録講習機関について、その役員を下記のとおり選任したので、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 選任された役員の 役職及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 選任された年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式 12～様式 17 (略)</p> <p>(別添) 無人航空機講習事務規程に記載すべき内容 (略)</p>	1. 選任された役員の 役職及び氏名		2. 選任された年月日	
1. 選任された役員の 役職及び氏名											
2. 選任された役員の 住所											
3. 選任された年月日											
1. 選任された役員の 役職及び氏名											
2. 選任された年月日											

附 則 (令和6年3月13日 国空無機第233628号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6年3月13日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行の際現に改正前の登録講習機関の登録に関する取扱要領（次条において「旧要領」という。）の2.（4）の規定により提出されている書類は、改正後の登録講習機関の登録に関する取扱要領（次条において「新要領」という。）の2.（4）の規定により提出された書類とみなす。

第3条 この要領の施行の際現に旧要領7. の規定によりされている届出は、新要領7. の規定によりされている届出とみなす。